

総務省

《総務省》

表 9-1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成24年6月1日策定） 平成25年3月29日改正 平成26年6月2日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策 (2) その他事前の検証が必要と認められる政策
	3 事後評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 (1) 総務省の主要な政策については、実績評価方式による。 (2) 次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策については、当該政策の特性等に応じた評価方式による。 ア 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発及び公共事業に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの イ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（法第9条の規定に基づき事前評価を実施したものを除く。） ウ その他事後の検証が必要と認められる政策 (3) 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策については、総合評価方式による。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成 26 年度総務省政策評価実施計画（平成 26 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：6の主要な政策（その他の主要な政策については、モニタリングを行う。） ○ 事業評価 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策であって、事後の検証が必要と認められるもの (2) 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 9-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価		事業評価方式：5件 (研究開発課題) 〔表9-3-ア〕	有効性・効率性が認められる	5	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映	5
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 5件)	
		事業評価方式：6件 (規制) 〔表9-3-イ〕	必要性等が認められる	6	評価結果を踏まえ、法令等に反映	6
		事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表9-3-ウ〕	必要性等が認められる	8	評価結果を踏まえ、税制改正要望等に反映	8
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：6件 (目標管理型の政策評価) 〔表9-3-エ〕	目標達成	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5
			相当程度進展あり	4		
			進展が大きくない	1		
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 6件 機構・定員要求に反映 1件 (うち、機構1件、定員1件))	
					〈事前分析表への反映〉 (達成すべき目標を変更 1件 測定指標を変更 4件 達成手段を変更 3件)	
			事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表9-3-オ〕	必要性・有効性等が認められる	1	評価結果を踏まえ、当該措置を継続 【引き続き推進】
	事業評価方式：4件 〔表9-3-カ〕	有効性・効率性等が認められる	4	既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	4	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

表 9-3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度予算概算要求を行う以下の 5 研究開発課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度事前事業評価書」として公表。

表 9-3-ア 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発
2	多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証
3	ICT を活用した自立行動支援システムの研究開発
4	第 5 世代移動通信システム実現に向けた研究開発
5	テラヘルツ無線信号の広帯域・高感度測定技術の研究開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(1) 参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 4 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 7 月 18 日、10 月 28 日、27 年 1 月 21 日及び 3 月 30 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 9-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	スプリンクラー設備等に関する基準の見直し
2	電気通信主任技術者の配置要件の緩和
3	認定放送持株会社制度における議決権保有制限の緩和
4	特定信書便役務の範囲の拡大及び特定信書便役務に係る約款の認可手続の簡素化等 (3 件)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(2) 参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の 8 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 9-3-ウ 租税特別措置等に係る政策を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長
2	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
3	振興山村における工業用機械等の特別償却
4	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
5	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
6	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
7	技術研究組合の所得計算の特例の本則化
8	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(3) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 6 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度主要な政策に係る評価書」として公表。

表 9-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	行政評価等による行政制度・運営の改善	進展が大きくない	改善・見直し
2	分権型社会を担う地方税制度の構築	相当程度進展あり	引き続き推進
3	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	目標達成	引き続き推進
4	情報通信技術高度利活用の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
5	電波利用料財源電波監視等の実施	相当程度進展あり	引き続き推進
6	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(4) 参照。

(2) 租税特別措置等に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 9-3-オ 租税特別措置等に係る政策を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度	必要性・有効性等が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(5) 参照。

(3) 事業評価方式を用いて、以下の 4 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度事後事業評価書」として公表。

表 9-3-カ 事業評価方式により評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	災害時に有効な衛星通信ネットワークの研究開発	有効性・効率性等が認められる
2	大規模災害時に被災地の通信能力を緊急増強する技術の研究開発 (大規模通信混雑時における通信処理機能のネットワーク化に関する研究開発)	
3	ホワイトスペースにおける新たなブロードバンドアクセスの実現に向けた周波数高度利用技術の研究開発	
4	地域イントラネット基盤施設整備事業（東京都）	

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(6) 参照。

別表

政策体系(総務省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 適正な行政管理の実施
	2 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
	4 地域振興(地域力創造)
	5 地方財源の確保と地方財政の健全化
	6 分権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	7 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	8 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信(ICT政策)	9 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	10 情報通信技術高度利活用の推進
	11 放送分野における利用環境の整備
	12 情報通信技術利用環境の整備
	13 電波利用料財源電波監視等の実施
	14 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	15 郵政民営化の確実な推進
7 国民生活と安心・安全	16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
	17 恩給行政の推進
	18 公的統計の体系的な整備・提供
	19 消防防災体制の充実強化

(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000337499.pdf) 参照

